

証券コード 5572
2024年10月9日
(電子提供措置の開始日2024年10月3日)

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目6番1号
株式会社Ridge-i
代表取締役社長 柳 原 尚 史

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記の通り開催致しますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第9期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://ridge-i.com/ir/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（リッジアイ）又は証券コード（5572）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、事前にインターネット又は書面により議決権を行使いただくことも可能です。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2024年10月24日（木曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって上記の行使期限までに賛否をご入力ください。ご不明な点がございましたら、株主名簿管理人 みずほ信託銀行証券代行部 電話0120-768-524までお問合せください。

敬具

記

1. 日時 2024年10月25日（金曜日）午前10時00分
2. 場所 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー2階
大手町ファーストスクエアカンファレンスRoomA
3. 目的事項
報告事項
 1. 第9期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員でない取締役6名選任の件 |

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

会社法改正により、電子提供措置事項について2頁に掲載しております各ウェブサイトへアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む書面をお送り致します。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席されない株主様につきましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使される場合



書面（郵送）により
議決権をご行使される場合

**行使
期限** 2024年10月24日（木曜日）
午後6時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。郵送の際は、同封の記載面保護シールをご利用ください。各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。



インターネットにより
議決権をご行使される場合

**行使
期限** 2024年10月24日（木曜日）
午後6時30分入力分まで

次頁の「インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点」をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力いただき、ご送信ください。

株主総会にご出席される場合



**開催
日時** 2024年10月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催
場所** 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー2F
大手町ファーストスクエアカンファレンスRoom A

インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

1. 「スマート行使」(スマートフォン用議決権行使ウェブサイト)による方法

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等にてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

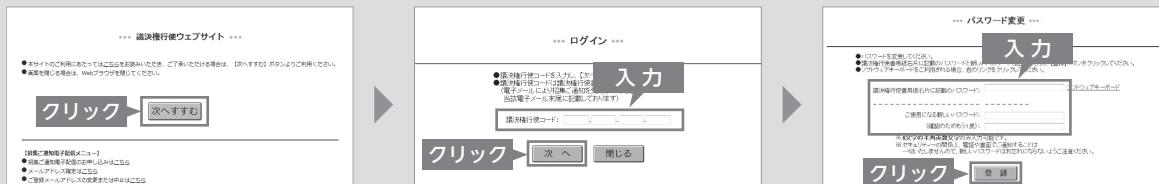


2. 議決権行使コード・パスワード入力による方法 <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

「議決権行使ウェブサイト」(上記URL)にアクセスいただくか右にあるQRコードをお読みとりいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。QRコードを読み取れるアプリケーション(または機能)の導入が必要です。



- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。今回の総会のみ有効です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上連続して間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

! ご注意

- 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2.に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行証券代行部(以下)までお問い合わせください。

▶ 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

☎ **0120-768-524** (年末年始 9:00~21:00) を除く

▶ 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

☎ **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、M&Aによりグループ化した子会社の事業内容等を加味し、現行定款第2条に定める事業目的の追加を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) AI (人工知能) 技術、機械学習、ディープラーニング技術、データ分析等に関するシステム開発</p> <p>(2) AI技術、データ分析に関するコンサルティング及び新規事業開発</p> <p>(3) AIアルゴリズム、データ分析に関する研究開発及びライセンス提供事業</p> <p>(4) 人工衛星画像のAIによる解析並びに分析レポート提供事業</p> <p>(5) 経営コンサルティング事業</p> <p>(6) ITシステムの開発と運用事業</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(7) 事業投資・運営事業</u></p> <p><u>(8) 書籍、雑誌、その他印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売</u></p> <p><u>(9) 教育研修並びにセミナー事業</u></p> <p><u>(10) 労働者派遣事業</u></p> <p><u>(11) 前号各号に付帯関連する一切の事業</u></p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) AI (人工知能) 技術、機械学習、ディープラーニング技術、データ分析等に関するシステム開発</p> <p>(2) AI技術、データ分析に関するコンサルティング及び新規事業開発</p> <p>(3) AIアルゴリズム、データ分析に関する研究開発及びライセンス提供事業</p> <p>(4) 人工衛星画像のAIによる解析並びに分析レポート提供事業</p> <p>(5) 経営コンサルティング事業</p> <p>(6) ITシステムの開発と運用事業</p> <p><u>(7) 音楽・映像ソフトの企画・制作・販売、出版管理及び原盤制作</u></p> <p><u>(8) 広告代理業及びマーケティングコンサルティング事業</u></p> <p><u>(9) 日本国及び外国アーティスト、タレント及びクリエイター等のマネジメント及びプロモート業務</u></p> <p><u>(10) 事業投資・運営事業</u></p> <p><u>(11) 書籍、雑誌、その他印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売</u></p> <p><u>(12) 教育研修並びにセミナー事業</u></p> <p><u>(13) 労働者派遣事業</u></p> <p><u>(14) 前号各号に付帯関連する一切の事業</u></p>

第2号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件

現任の監査等委員でない取締役6名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘はございませんでした。

監査等委員でない取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	候補者	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	再任	柳原尚史 <small>やなぎはら たかし</small> (1981年2月5日生)	2003年4月 NTTコミュニケーションズ株式会社 入社 2006年8月 HSBC Services Japan 入社 2010年2月 大和証券キャピタルマーケットズ株式会社 (現 大和証券株式会社) 入社 2012年7月 ブラックロック・ジャパン株式会社 入社 2016年7月 当社創設 代表取締役社長(現任)	1,115,400株
【選任理由】 柳原尚史氏は、創業から代表取締役社長として事業の発展を牽引してきました。今後も事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できることから引き続き取締役候補者と致しました。				
2	再任	市來和樹 <small>いちき かずき</small> (1990年4月11日生)	2015年4月 株式会社フォワードネットワーク 入社 2018年2月 当社 入社 2021年5月 当社 執行役員 2021年10月 当社 執行役員開発部長 2022年2月 当社 執行役員プロフェッショナルサービス事業部長兼開発部長 2022年6月 当社 取締役プロフェッショナルサービス事業部長兼開発部長 2024年8月 当社 常務取締役カスタムAIソリューション事業部長(現任)	一株
【選任理由】 市來和樹氏は、AI領域におけるプロジェクトマネジメントとエンジニアリングにおける豊富な経験に基づき、技術分野の責任者として当社の開発部門を牽引するとともに、当社の成長及び事業拡大に貢献していることから、引き続き取締役候補者と致しました。				

候補者 番号	候補者	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 の株式数
3	再任	こまつ たかよし 小松平佳 (1981年1月29日生)	2003年4月 富士重工業株式会社（現株式会社SUBARU）入社 2007年9月 株式会社ポストン・コンサルティング・グループ入社 2017年4月 当社入社 2018年6月 当社取締役 2021年10月 当社 執行役員コンサルティング部長 2022年6月 当社 取締役コンサルティング部長 2024年8月 当社 常務取締役 AI/DX事業共創（現任）	180,000株
<p>【選任理由】 小松平佳氏は、事業会社及びコンサルティングファームでの就業を経て、大企業に対する豊富なコンサルティング経験に基づき、事業開発分野の責任者として当社のコンサルティング部門を牽引するとともに、大企業との事業共創を行うなど当社の成長及び事業拡大に貢献していることから、引き続き取締役候補者と致しました。</p>				
4	再任	なか い つとむ 中井努 (1972年8月12日生)	2001年6月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2003年4月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 2008年12月 株式会社プロロジス入社 2011年2月 株式会社エー・ピーカンパニー（現 株式会社エー・ピーホールディングス）入社 2014年6月 同社 取締役管理本部長 2019年5月 当社入社 2019年10月 当社 執行役員管理部長 2022年6月 当社 取締役管理部長（現任）	5,000株
<p>【選任理由】 中井努氏は、監査法人及び事業会社での就業を経て、管理分野の責任者として当社の管理部門を牽引するとともに、当社の成長及び事業拡大に貢献していることから、引き続き取締役候補者と致しました。</p>				

候補者番号	候補者	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	再任 社外 独立	にしむら たつひこ 西村 竜彦 (1979年1月3日生)	2003年4月 ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズ株式会社 (現 ソニー株式会社) 入社 2013年6月 株式会社産業革新機構 (現 株式会社産業革新投資機構(INCJ)) 入社 2017年10月 株式会社QPS研究所 社外取締役 (現任) 2017年12月 株式会社ispace 社外取締役 2018年6月 UMITRON PTE.LTD.社外取締役 2019年3月 当社 社外取締役 (現任) 2022年4月 株式会社INCJ マネージングディレクター (現任) 2024年4月 Frontier Innovations株式会社 代表取締役社長 (現任)	一株
<p>【選任理由】 西村竜彦氏は、IT業界及び金融業界での勤務経験及び豊富な投資先の企業経営の経験から事業面及び財務面にも精通しており、当社における社外取締役としてのこれまでの実績を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者と致しました。</p>				
6	再任 社外 独立	つばきやま よしあき 椿山 善昭 (1965年10月10日生)	1988年4月 日本バルカー工業株式会社 (現 株式会社バルカー) 入社 2008年4月 同社 執行役員PMグループプロダクトマネージャー 2020年4月 同社 常務執行役員H&S営業本部長 2022年4月 同社 常務執行役員事業変革推進室長 2022年10月 当社 社外取締役 (現任) 2023年4月 株式会社バルカー 専務執行役員CSO兼CQO 2024年6月 同社 専務執行役員総務部長 (現任)	一株
<p>【選任理由】 椿山善昭氏は、メーカーでの勤務経験及び執行役員としての豊富な企業経営の経験から事業面及び営業面にも精通しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者と致しました。</p>				

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 西村竜彦氏及び椿山善昭氏は社外取締役候補者であります。

3. 当社は、西村竜彦氏及び椿山善昭氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項に定める任務を怠ったことによる損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条第3項に規定する取締役及び執行役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案の候補者は当該保険の被保険者となっており、取締役候補者の選任が承認されますと引き続き被保険者となり、次回更新は2025年4月に予定しております。なお、その契約内容の概要は、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害（防衛費用、損害賠償金及び和解金）を補償対象としています。
5. 西村竜彦氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって5年7ヶ月であります。
6. 椿山善昭氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって2年であります。
7. 当社は、取締役候補者西村竜彦氏及び椿山善昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以 上

事業報告

(自 2023年8月1日)
(至 2024年7月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、「データ・AIを駆使した最先端技術とビジネス知見を用いて、未解決の課題に挑み、新しい社会を実現する」をミッションとして掲げ、AI（人工知能）領域のコンサルティングとソリューション開発を軸に、ディープラーニングを中心とした先端技術の持つ可能性を、技術とビジネスの両面に精通したプロフェッショナルが、ニーズに合わせて最適な技術を選択し提案・開発・提供を行っています。

主なプロジェクトは、大手製造業などとの人工知能（AI）の共同開発や学習済モデルの開発提供となっております。当事業年度においても、前事業年度から継続している大手企業の顧客を中心にAIプロジェクトの執行を行いました。特に衛星解析や生成AI案件が拡大したことにより、当事業年度において、過去最高の売上高及び利益となりました。今後も拡大が見込まれる生成AIやデータサイエンス技術の事業活用を進めていきます。また、株式会社スターミュージック・エンタテインメントを子会社化したことから、新たにデジタルマーケティング事業を加えて新たなAIソリューションの提供が可能な体制を構築していきます。

その結果、当事業年度の売上高は1,071,954千円（前年同期比35.6%増）となりました。売上総利益については、売上高の増加と利益率のよい大型案件が増加したこと及び社員の高い稼働率により売上総利益率が前事業年度より向上したことにより737,367千円（前年同期比43.0%増）となりました。上記により売上総利益が増加したことにより社員数増加による人件費増加等を吸収し、営業利益は152,738千円（前年同期比117.1%増）、経常利益は、153,014千円（前年同期比151.3%増）、当期純利益は、121,697千円（前年同期比173.1%増）となりました。

なお、当社の事業セグメントはカスタムAIソリューション事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

当連結会計年度は連結計算書類の作成初年度であり、また、当連結会計年度末より連結計算書類の作成が必要となったことから、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しているため、連結損益計算書は作成していません。そのため、本事業報告中の損益に関する記載については、当社単体の数値を記載しています。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資等の金額は43,223千円です。その主な内容は、サーバーやパソコンの購入になります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株予約権の行使による新株式を発行し、22,931千円の資金を調達しています。

(4) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	2021年7月期 第6期	2022年7月期 第7期	2023年7月期 第8期	2024年7月期 第9期 (当連結会計年度)
売上高	—	—	—	—
営業利益	—	—	—	—
経常利益	—	—	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—
1株当たり当期純利益(円)	—	—	—	—
総資産	—	—	—	3,043,228
純資産	—	—	—	2,440,328

(注) 第9期(当連結会計年度)が連結計算書類の作成初年度であるため、第8期以前の状況は記載していません。また、当連結会計年度末より連結計算書類の作成が必要となったことから、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しています。そのため、連結損益計算書は作成していません。

②当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	2021年7月期 第6期	2022年7月期 第7期	2023年7月期 第8期	2024年7月期 第9期 (当事業年度)
売上高	419,445	968,521	790,384	1,071,954
営業利益 (営業損失△)	△156,560	56,403	70,346	152,738
経常利益 (経常損失△)	△147,401	109,500	60,896	153,014
当期純利益 (当期純損失△)	△148,761	150,061	44,564	121,697
1株当たり当期純利益 (当期純損失△) (円)	△44.69	43.32	12.54	31.97
総資産	1,392,476	1,561,255	2,062,668	2,358,490
純資産	1,263,563	1,413,624	1,989,487	2,135,603

(注) 2022年12月27日開催の臨時株主総会決議により、2023年1月4日付で株式10株を1株に併合しておりますが、第6期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、毎年7月に事業計画を策定し、その達成に向けて事業の拡大を図ります。そのための対処すべき課題としては、先端技術の研究開発及び開発体制の強化、他社との共同事業や事業提携活動の拡大、優秀な人材の確保と育成、情報管理及び内部管理体制の強化があり、これらの達成に向けて取り組んでまいります。

(6) 主要な事業内容

事業	主要製商品・サービス
カスタムAIソリューション事業	ディープラーニングを中心とした先端技術の持つ可能性を、技術とビジネスの両面に精通したプロフェッショナルが、ニーズに合わせて最適な技術を選択し提案・開発・提供を行っております。
デジタルマーケティング事業	ソーシャルメディアを利用した企業向けのマーケティングコンサルティング及び広告制作などを行っており、合わせて音楽の著作権管理と企業広告用の楽曲制作を行っております。

(7) 主要な営業所（2024年7月31日現在）

①当社

名称	所在地
本社	東京都千代田区大手町一丁目6番1号 大手町ビル438

②子会社

名称	所在地
株式会社スターミュージック・エンタテインメント	東京都渋谷区神南一丁目12番16号

(8) 従業員の状況（2024年7月31日現在）

①企業集団の従業員数

従業員数
73名

(注) 当連結会計年度より企業集団の従業員の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

②当社の従業員数

従業員数
41名（前事業年度末比12名増）

(注) 上記従業員には、臨時従業員（アルバイト・派遣社員）を含んでおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社スターミュージック・エンタテインメント	31,219千円	54%	デジタルマーケティング事業

(10) 主要な借入先の状況 (2024年7月31日現在)

該当事項はありません。

(11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,861,160株 (自己株式2株を含む)
- (3) 株主数 2,985名
- (4) 大株主 (上位10名)

(2024年7月31日現在)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
柳原尚史	1,115	28.88
株式会社柳原ホールディングス	658	17.04
株式会社バルカー	416	10.79
特定金外信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	217	5.63
小松平佳	180	4.66
荏原環境プラント株式会社	83	2.15
五味大輔	70	1.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	54	1.40
株式会社SBI証券	43	1.11
楽天証券株式会社	43	1.11

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (2株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2018年10月1日	2019年10月29日	2021年7月12日
新株予約権の数	100,000個	520,000個	18,000個
保有人数 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	2名	2名	1名
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 10,000株	普通株式 52,000株	普通株式 1,800株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき30円	1株につき200円	1株につき600円
新株予約権の行使期間	2020年10月1日～ 2028年9月30日	2021年10月29日～ 2029年10月28日	2023年7月12日～ 2031年7月11日
行使の条件	(注)2	(注)3	(注)3

名称	第7回有償新株予約権
決議年月日	2024年1月18日
新株予約権の数	160個
保有人数 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	4名
新株予約権の払込金額	1株につき62円
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 16,000株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき1,571円
新株予約権の行使期間	2025年11月1日～ 2034年2月6日
行使の条件	(注)4

(注)1. 2022年12月27日開催の臨時株主総会により、2023年1月4日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、上記「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際し

て出資される財産の価額」は当該株式併合後の「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件

(1)本新株予約権は次のいずれかの場合にのみ行使することができる。

(a)当社普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合

(b)当社の発行済株式（但し、潜在株式を除く。）に係る議決権の総数に占める、2018年10月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合

(2)(1)の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）が当社を懲戒解雇され、又は、当社において諭旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者は、その保有する全ての本新株予約権を行使することができない。但し、当社の株主総会の決裁により特に行使が認められた場合は、この限りではない。

(3)(1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引所に上場した場合、当該上場日から1年間経過する日まで、本新株予約権を行使することができない。

(4)(1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競合する会社の役員に就いた場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。）には、本新株予約権を行使することはできない。

3. 新株予約権の行使の条件

(1)本新株予約権は、当社普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合にのみ行使することができる。

(2)(1)の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）が当社を懲戒解雇され、又は、当社において諭旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者は、その保有する全ての本新株予約権を行使することができない。但し、当社の株主総会の決裁により特に行使が認められた場合は、この限りではない。

(3)(1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引所に上場した場合、当該上場日から1年間経過する日まで、本新株予約権を行使することができない。

(4)(1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競合する会社の役員に就いた場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。）には、本新株予約権を行使することはできない。

4. 新株予約権の行使の条件

(1)本新株予約権は、当社の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結計算書類を作成している場合には連結損益計算書、以下同様）における売上高の数値に応じて、本項各号に定める条件に従い、本新株予約権を行使することができる。

(a)2025年7月期の売上高が1,300百万円を超過した場合、付与された新株予約権の30%を限度として

行使することができる。

(b)2026年7月期又は2027年7月期の売上高が1,700百万円を超過した場合、付与された新株予約権の全てを行使することができる。

なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切でないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

(2)新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3)新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5)本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称	第7回有償新株予約権
決議年月日	2024年1月18日
新株予約権の数	80個
保有人数 当社使用人	4名
新株予約権の払込金額	1株につき62円
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 8,000株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき1,571円
新株予約権の行使期間	2025年11月1日～ 2034年2月6日
行使の条件	(注)1

(注)1. 新株予約権の行使の条件

(1)本新株予約権は、当社の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結計算書類を作成している場合には連結損益計算書、以下同様）における売上高の数値に応じて、本項各号に定める条件に従い、本新株予約権を行使することができる。

(a)2025年7月期の売上高が1,300百万円を超過した場合、付与された新株予約権の30%を限度として行使することができる。

(b)2026年7月期又は2027年7月期の売上高が1,700百万円を超過した場合、付与された新株予約権の全てを行使することができる。

なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切でないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- (2)新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3)新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5)本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2024年7月31日現在)

地位	氏名	担当又は重要な兼職の状況等
代表取締役社長	柳原尚史	
取締役	市來和樹	プロフェッショナルサービス事業部長兼開発部長
取締役	小松平佳	コンサルティング部長
取締役	中井努	管理部長
取締役	西村竜彦	Frontier Innovations株式会社 代表取締役社長 株式会社INCJ マネージングディレクター 株式会社QPS研究所 社外取締役
取締役	椿山善昭	株式会社バルカー 専務執行役員総務部長
取締役（常勤監査等委員）	松本範平	
取締役（監査等委員）	櫛本健夫	とちもと公認会計士事務所 所長・代表公認会計士 株式会社クレド 代表取締役 株式会社トランザクション 取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	齊藤友紀	法律事務所LAB-01 代表弁護士 株式会社ジーンクエスト 社外監査役 Cohh株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役西村竜彦氏、取締役椿山善昭氏、取締役松本範平氏、取締役櫛本健夫氏、取締役齊藤友紀氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員櫛本健夫氏は、公認会計士の資格を有しており、経営及び財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員齊藤友紀氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する専門的な知識と経験を有するものであります。
4. 常勤監査等委員松本範平氏は、金融機関の役員として企業経営の管理における経験を有するものであります。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査担当者等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために松本範平氏を常勤の監査等委員として選定しております。

6. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役西村竜彦氏、取締役椿山善昭氏、取締役松本範平氏、取締役櫛本健夫氏、取締役齊藤友紀氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の責任限定契約を締結しております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び執行役員（既に退任又は退職している者及び保険期間中に当該役職に就く者を含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反、身体の障害又は財物の損壊に対する損害賠償請求並びに倒産に関する損害賠償請求などの場合には填補の対象としないこととしております。
8. 当社は、社外取締役である西村竜彦、椿山善昭、松本範平、櫛本健夫、齊藤友紀の5氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年5月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。決定方針の内容は次のとおりです。

- (a) 基本報酬は、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、取締役の役位、職責、在任年数、貢献度に応じて支給額を決定する
- (b) 非金銭報酬は当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上へのインセンティブを図るため、ストックオプションを付与するものとし、付与数は役位と職責、貢献度に応じて決定する
- (c) 各取締役の基本報酬及び非金銭報酬の個別配分額については、独立社外取締役及び監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会決議により決定する

なお、2024年9月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改訂を決議しております。2025年7月期からの決定方針の内容は次の通りです。

(a) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬等にかかる基本方針は、取締役が継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、当社の価値の増大に資することを狙いとして構築すること、また、個人別の取締役の報酬の決定に際して、役位と職責、在任年数、貢献度を踏まえた適正な水準とする。

具体的には、常勤取締役（社外取締役を除く）の報酬は、①基本報酬としての固定金銭報酬と、②各事業年度の連結業績等に応じて決定される業績連動金銭報酬、また③中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として支給する当社新株予約権等を組み合わせた体系とする。なお、株主総会で決議された報酬総額の限度内の支給とする。

(b) 固定金銭報酬の個別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定金銭報酬は、毎月の固定額とする。個別の報酬額は、基本方針に基づき、報酬委員会の諮問を経て、取締役会にて決定する。

(c) 業績連動金銭報酬の個別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動金銭報酬は、連結業績に係る目標達成度を基礎として、これに管掌部門の業績や重要課題・重点施策への取組みとその成果等に基づき各取締役の個人評価を加味して算定する。また、業績の目標達成度を測る指標には、当社売上高及び営業利益を採用する。個別の業績連動金銭報酬の額は、基本方針に基づき、報酬委員会の諮問を経て取締役会にて決定し、各事業年度終了後に一括して支給する。

(d) 非金銭報酬の個別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の非金銭報酬は、当社新株予約権等の付与とする。個人別の付与は、基本方針に基づき、報酬委員会の諮問を経て、取締役会にて決定する。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び法定された報酬等の内容が2022年5月の決定方針と整合していることを確認しており、その決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等の総額

(単位：千円)

区分	対象となる 役員の員数	報酬等の種類別の額			計
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	4名	77,100	－	－	77,100
社外取締役（監査等委員を除く。）	2名	3,600	－	－	3,600
社外取締役（監査等委員）	3名	12,660	－	－	12,660
計	9名	93,360	－	－	93,360

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、これまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬総額を年額100百万円以内とすることを2022年5月30日開催の株主総会で決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名です。また個別の役員6名の報酬額については、取締役会で決定しております。
2. 監査等委員である取締役の報酬額については、当社の事業規模等を勘案し、監査等委員である取締役の報酬額を年額15百万円以内とすることを2022年5月30日開催の株主総会で決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役は3名です。また個別の役員3名の報酬額については、監査等委員である取締役の協議に一任しております。
3. 有償新株予約権は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであるため、上記の報酬等の総額、報酬等の種類別の額には含めておりません。
4. 上記のほか、取締役3名に対し特許に係る出願時支払金・登録時支払金412千円を支払っております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容
取締役	西村 竜彦	Frontier Innovations株式会社	代表取締役社長
		株式会社INCJ	マネージングディレクター
		株式会社QPS研究所	社外取締役
取締役	椿山 善昭	株式会社バルカー	専務執行役員総務部長
取締役監査等委員	櫛本 健夫	とちもと公認会計士事務所	所長・代表公認会計士
		株式会社クレド	代表取締役
		株式会社トランザクション	取締役（監査等委員）
取締役監査等委員	齊藤 友紀	法律事務所LAB-01	代表弁護士
		株式会社ジーネクスト	社外監査役
		Cohh株式会社	代表取締役

(注) 1. 取締役椿山善昭氏は株式会社バルカーの執行役員を兼任しており、当社は同社との間に資本業務提携契約を締結しており、受託開発契約等の取引があります。

2. その他重要な兼職先と当社との間に、資本関係及び取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	西村 竜彦	当事業年度に開催された取締役会19回中の全てに出席致しました。主に、IT業界及び金融業界における豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、衛星ビジネスを中心に経営全般に関して取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	椿山 善昭	当事業年度に開催された取締役会19回中の18回に出席致しました。主に、事業会社における豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、営業観点を中心に経営全般に関して取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役監査等委員	松本 範平	当事業年度に開催された取締役会19回、監査等委員会14回の全てに出席致しました。主に金融機関における豊富な経験や幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、特に内部統制やガバナンス体制の構築に関して、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保及び監査等委員会の監査実施における適切な役割を果たしております。
取締役監査等委員	櫛本 健夫	当事業年度に開催された取締役会19回、監査等委員会14回の全てに出席致しました。日本銀行での実務経験及び公認会計士としての専門的見地、数多くの企業に対する知見、幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、特に経営及び財務・会計に関して、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保及び監査等委員会の監査実施における適切な役割を果たしております。
取締役監査等委員	齊藤 友紀	当事業年度に開催された取締役会19回、監査等委員会14回の全てに出席致しました。主に弁護士としての専門的見地や幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、特に法務に関して、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保及び監査等委員会の監査実施における適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断する場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また、監査等委員会は、会計監査人が独立性や専門性の観点からその職務を適切に遂行することが困難と認める場合、又は法令に違反する、公序良俗に反する、監査契約に違反する、もしくは監督官庁から処分を受けるなど、会計監査人としての信頼性や適格性に疑義が生じる事態が生じた場合は、会計監査人の解任又は不再任について検討を行います。

検討の結果、会計監査人を解任又は不再任とすべきと判断した場合は、株主総会に提出される当該解任又は不再任にかかる議案の内容を決定します。取締役会は、監査等委員会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任にかかる議案を株主総会に提出します。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定又は決議及び当該体制の運用状況について

① 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、「内部統制システムに関する基本方針」として取締役会で決議した内容は次の通りであります。

(最終改定 2024年7月17日)

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすために、「取締役会規程」を始めとする関連社内規程を整備するとともに、全役職員に周知徹底させる。
- (b) 会社は、法令、定款及び社会規範等の遵守を目的とした「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- (c) 会社は、コンプライアンスに関する相談及び通報等について「公益通報者保護規程」を定め、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- (d) 会社は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態について定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び取締役（監査等委員）に報告する。
- (e) 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をするとともに、公共機関等との間で情報収集・交換ができる体制を構築し、反社会的勢力の排除に寄与する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- (b) 文書管理部署の管理部は、取締役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。
- (c) 当社は業務上取り扱う情報について「情報セキュリティ基本規程」に基づき、必要な対策を実施する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、「コンプライアンス・リスク管理委員会規程」を定めて、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、リスク発生時には速やかに対応を行うとともに必要な是正措置を行う。

(4) 当社及び関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社は「関係会社管理規程」を定め、企業集団が効果的かつ効率的に運営できる体制とする。
- (b) 当社は、子会社に対して業績を含む職務執行状況に関する報告を定期的に求め、又、子会社の取締役や監査役として派遣された当社人員が、毎月開催される取締役会等への参加を通じて、子会社の役職員の職務執行状況を直接確認する。子会社に重要な法令違反等が発見された場合は、遅滞なく取締役会に報告し、同時に監査等委員会に報告する。
- (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社に準じた子会社の社内規程等を整備し、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、運用する。
- (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社は、子会社の内部監査部門と連携を図り、その適正性を確認するとともに、必要に応じて、子会社に対して直接内部監査を実施する。

(5) 取締役（監査等委員であるものを除く）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定が必要な場合には臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- (b) 取締役（監査等委員であるものを除く）は、責任と権限に関する事項を定めた「職務権限規程」及び「職務権限明細」に基づき、適正かつ効率的に職務を執行する。
- (c) 取締役（監査等委員であるものを除く）は原則として月1回開催される経営会議等を通じて緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。また、各部署の責任者が営業状況や各部署の業務執行状況の報告を行う。

- (6) 取締役（監査等委員）がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 取締役（監査等委員）は、取締役（監査等委員）の指揮命令に服する使用人（以下、「監査等委員補助使用人」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
 - (b) 監査等委員補助使用人が取締役（監査等委員）の職務を補助すべき期間中の指揮権は、取締役（監査等委員）に委嘱されたものとして、取締役（監査等委員であるものを除く）の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、取締役（監査等委員）の事前の同意を得るものとする。
- (7) 取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人が取締役（監査等委員）に報告するための体制、その他の取締役（監査等委員）への報告に関する体制
- (a) 取締役（監査等委員）は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人からその職務執行状況を聴取し、また、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人に説明及び報告を求めることができる。
 - (b) 取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、又は発生する恐れがあるとき、あるいは、役職員による違法又は不正行為を発見したときは、法令に従い、ただちに取締役（監査等委員）に報告する。
 - (c) 会社は、取締役（監査等委員）に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人等に周知徹底する。
- (8) その他取締役（監査等委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 代表取締役社長は、取締役（監査等委員）と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を行う。
 - (b) 取締役（監査等委員）は、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
 - (c) 取締役（監査等委員）は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度は、前事業年度に引き続き監査等委員会設置会社及び監査等委員でない社外取締役を2名体制としガバナンス体制の構築強化を行いました。また、内部監査については、2023年11月に取締役会で内部監査計画にかかる決議を行うとともに、プロフェッショナルサービス事業部及び管理部に対して内部監査を実施し、その結果は代表取締役社長及び取締役（監査等委員）に報告を行っております。

コンプライアンス・リスク委員会を定期開催し、リスク管理体制の整備を行うとともに、顧客クレーム情報や労務管理の状況、内部通報の発生にかかる報告を行うなど、リスク情報の早期把握に努めております。

当事業年度の取締役会は、臨時も含めて19回開催し、適切な業務執行が行える体制を確保しております。また、毎月行われる経営会議においては、役員間の情報共有や業務執行における課題、取締役会の議題の事前検討を行っております。

取締役（常勤監査等委員）は、取締役会及び経営会議に毎月出席し、取締役及び使用人からその職務執行状況を聴収するとともに、稟議書、契約書等の重要書類の閲覧や取締役及び使用人に説明及び報告を求めることができる体制となっております。またコンプライアンス・リスク委員会にもオブザーバーとして参加し、リスク情報を把握できる状況となっております。また、全ての取締役（監査等委員）は、監査法人との情報共有を定期的に行っております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	2,468,340	流 動 負 債	532,241
現金及び預金	2,116,037	買掛金	160,065
売掛金及び契約資産	285,496	1年以内返済予定の長期借入金	48,106
仕掛品	1,050	未払金	122,190
前払費用	22,183	未払法人税等	18,671
その他	43,572	契約負債	122,175
		賞与引当金	3,379
		その他	57,653
固 定 資 産	574,887	固 定 負 債	70,657
有 形 固 定 資 産	87,611	長期借入金	47,237
建物	35,661	資産除去債務	17,553
車両運搬具	7,137	繰延税金負債	5,867
工具、器具及び備品	44,812	負 債 合 計	602,899
無 形 固 定 資 産	370,998	(純資産の部)	
ソフトウェア	37,882	株 主 資 本	2,122,401
のれん	333,116	資本金	21,465
投資その他の資産	116,277	資本剰余金	1,945,140
出資金	30	利益剰余金	155,797
敷金及び保証金	53,874	自己株式	△1
繰延税金資産	23,753	新 株 予 約 権	1,590
その他	38,619	非 支 配 株 主 持 分	316,336
		純 資 産 合 計	2,440,328
資 産 合 計	3,043,228	負 債 純 資 産 合 計	3,043,228

(注) 上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度は連結計算書類の作成初年度であり、また、当連結会計年度末より連結計算書類の作成が必要となったことから、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しています。そのため、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書は作成しておりません。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社スターミュージック・エンタテインメント

株式会社スターミュージック・エンタテインメントについては、2024年6月14日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を2024年6月末日としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は3月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、6月末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②固定資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産…定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 3年～18年

工具、器具及び備品 3年～8年

(b) 無形固定資産…定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

ソフトウェア 3年～5年

(5) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上して

おりません。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

カスタムAIソリューション事業

当社は主として、初期導入フェーズにおける課題特定、全社戦略策定の支援、AIソリューションの開発及び実装等の受託請負契約による収益と、顧客との新規事業開発やプロダクト開発等の共同開発契約による収益を得ており、収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号）に基づき、契約ごとの履行義務に応じて収益を認識しております。

履行義務を充足する通常の時点は、受託請負契約は、顧客との契約における義務を履行することにより別の用途に転用することができない資産が生じ、また完了した部分について対価を収受する強制力のある権利を有していることから、主として履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。また、共同開発契約は、主として顧客との契約に基づいて一定期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、契約期間にわたり収益を認識しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間（10年）を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

のれんの計上金額及び償却期間に係る見積り

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 のれん 333,116千円

当連結会計年度に企業結合取引により生じたのれんを連結計算書類に計上しております。また、当該のれんの償却期間を10年と見積もっております。

(2)会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

のれんは、企業結合日における株式の取得原価と純資産の差額から算出しております。株式の取得原価は、事業計画を基にしたインカム・アプローチにより算定しております。また、のれんの償却期間は、株式の取得原価の算定の基礎とした事業計画に基づく投資の合理的な回収期間等を参考にして効果の発現する期間を合理的に見積もっております。

事業計画は、子会社の売上高の将来予測の主要な仮定を用いております。翌連結会計年度において、事業計画策定時に想定していなかった事象等が生じた場合、事業計画策定に用いた仮定が変化し、のれんの評価及びのれんの効果が発現する期間に影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の残高

顧客との契約から生じた債権	241,253千円
契約資産	44,243千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 114,873千円

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定して行っております。また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金であり、借入金の一部は金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(b) 資金調達の流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金(※1)	95,343	95,287	△55
負債合計	95,343	95,287	△55

(※1) 1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

① 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

② 「売掛金」、「買掛金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価・・・観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価・・・観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価・・・観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	95,287	－	95,287
負債合計	－	95,287	－	95,287

(注) 時価の算定に係る評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

また、固定金利によるものの時価は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 549円68銭

当連結会計年度は連結損益計算書を作成しておりませんので、1株当たり当期純利益は記載しておりません。

6. 企業結合等に関する注記

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称	株式会社スターミュージック・エンタテインメント
事業の内容	デジタルマーケティング事業

②企業結合を行った理由

当社は、「データ・AIを駆使した最先端技術とビジネス知見を用いて、未解決の課題に挑み、新しい社会を実現する」をミッションとして掲げ、カスタムAIソリューション事業として顧客の目的から現場のプロセス、課題を理解し、マルチモーダルAIを組み合わせた最適なAIソリューションを提案し、実装までを行っています。

この度、当社が株式を取得することを決定した株式会社スターミュージック・エンタテインメント（以下、同社）は、デジタルマーケティング事業（ソーシャルメディアマーケティングと音楽）を展開する企業です。ソーシャルメディアマーケティングサービスでは、主要な動画配信プラットフォーム企業と提携し、企業向けマーケティングコンサルティングと、1,000名以上が所属するクリエイターネットワークを活用した高品質かつ迅速な広告事業を展開しております。2018年からはショート動画市場で強固な地位を確立し、100社以上の企業に対して広告制作や媒体買付けなどのプランニング支援を行ってきました。また音楽サービスでは、独自の原盤配信ビジネスや著作権ビジネスを行う音楽レーベル機能に加え、プラットフォームへの楽曲提供など豊富な経験をもつ200名以上の音楽クリエイターと提携し、あらゆるニーズに対応できる楽曲制作体制を構築しております。音楽サービスの収益源はデジタルでの原盤配信（印税収入）と楽曲著作権の使用料であり、保有するIP数の蓄積とともに収益が積みあがるビジネスモデルとなっております。

同社が活動するマーケティング、広告事業、音楽配信の市場は、当社の中核技術でもあるマルチモーダルAIの活用が最も期待される市場の一つであり、AIによる効率化及び品質向上がもたらす付加価値の増大や新しいサービスの提案によって市場の拡大が大いに見込まれます。マーケティングや広告事業、音楽制作の実績と知見を保有し、また多数の優秀なクリエイターとのネットワークをもつ同社を、当社のAIの知見と技術力を結びつけることで、この急成長する市場においてAI活用の先駆者となるべく子会社化を行いました。

なおこれまでに当社と同社との関係は、資本的にも業務的にも一切ありませんが、両社でのビジネス拡大施策を模索する中で、2024年3月頃より、同社の子会社化の可能性も含めた検討を行った結果、今般の子会社化となりました。

同社をグループに迎えることで、当社が展開するカスタムAIのコンサルテーションの専門性が広告のマーケティングや制作・媒体配信の領域にも広がります。これにより、顧客企業のマーケティング支援や広告制作・配信に特化したAIソリューションなどを新たに展開し、高付加価値化を図ります。また多くのクリエイターネットワークに対して、生成AI活用や配信支援AIなど、クリエイター向けAIプラットフォームを提供し、クリエイターの才能と可能性を最大限に引き出すAIプラットフォームの展開を目指します。

③企業結合日

2024年6月14日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

株式会社スターミュージック・エンタテインメント

⑥取得した議決権比率

54%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しているため、被取得企業の業績は含まれていません。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	701,100千円
-------	----	-----------

取得原価		701,100千円
------	--	-----------

(4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

デューデリジェンス費用等	10,900千円
--------------	----------

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

333,116千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力によるものであります。

③償却方法及び償却期間

10年にわたる均等償却

7. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,519,404	流 動 負 債	222,886
現金及び預金	1,370,799	買掛金	14,948
売掛金及び契約資産	129,125	未払金	85,035
仕掛品	1,050	未払法人税等	3,048
前払費用	17,429	未払消費税等	24,246
その他	1,000	契約負債	73,075
		預り金	22,532
固 定 資 産	839,085	負 債 合 計	222,886
有 形 固 定 資 産	42,969	(純資産の部)	
建物	733	株 主 資 本	2,134,115
工具、器具及び備品	42,235	資 本 金	21,465
無 形 固 定 資 産	25,059	資 本 剰 余 金	1,945,140
ソフトウェア	25,059	資本準備金	1,042,115
投資その他の資産	771,056	その他資本剰余金	903,025
出資金	30	利 益 剰 余 金	167,511
関係会社株式	712,000	利益準備金	1,250
敷金及び保証金	37,380	その他利益剰余金	166,261
繰延税金資産	21,646	繰越利益剰余金	166,261
		自 己 株 式	△1
		新 株 予 約 権	1,488
		純 資 産 合 計	2,135,603
資 産 合 計	2,358,490	負 債 純 資 産 合 計	2,358,490

(注) 上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,071,954
売 上 原 価		334,587
売 上 総 利 益		737,367
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		584,628
営 業 利 益		152,738
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17	
講 演 料 収 入	250	
そ の 他	9	276
経 常 利 益		153,014
税 引 前 当 期 純 利 益		153,014
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	16,356	
法 人 税 等 調 整 額	14,960	31,317
当 期 純 利 益		121,697

(注) 上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	365,650	1,030,649	547,375	1,578,024
当期変動額				
新株の発行	11,465	11,465		11,465
資本金から剰余金への振替	△355,650		355,650	355,650
当期純利益				
当期変動額合計	△344,184	11,465	355,650	367,115
当期末残高	21,465	1,042,115	903,025	1,945,140

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	1,250	44,564	45,814	△1	1,989,487	-	1,989,487
当期変動額							
新株の発行					22,931		22,931
資本金から剰余金への振替					-		-
当期純利益		121,697	121,697		121,697		121,697
当期変動額合計	-	121,697	121,697	-	144,628	1,488	146,116
当期末残高	1,250	166,261	167,511	△1	2,134,115	1,488	2,135,603

(注) 上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

(a) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産…定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 3年

工具、器具及び備品 3年～8年

(b) 無形固定資産…定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

ソフトウェア 3年～5年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上しておりません。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

カスタムAIソリューション事業

当社は主として、初期導入フェーズにおける課題特定、全社戦略策定の支援、AIソリューションの開発及び実装等の受託請負契約による収益と、顧客との新規事業開発やプロダクト開発等の共同開発契約による収益を得ており、収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号）に基づき、契約ごとの履行義務に応じて収益を認識しております。

履行義務を充足する通常の時点は、受託請負契約は、顧客との契約における義務を履行することにより別の用途に転用することができない資産が生じ、また完了した部分について対価を収受する強制力のある権利を有していることから、主として履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。また、共同開発契約は、主として顧客との契約に基づいて一定期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、契約期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

一定期間にわたり履行義務を充足し収益認識する売上高

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 売上高 656,029千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定期間にわたり履行義務が充足される受託請負契約については、期末日における原価総額の見積りに対する累積実際発生原価の割合に応じた金額で履行義務の充足に係る進捗率を見積り（インプット法）、当該進捗率に基づき収益を一定期間にわたり認識する方法にて計上しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない場合は、累積実際発生原価の範囲でのみ収益を認識しております。

見積総原価については、要求仕様及び開発途中の大きな設計の変更がなく、開発過程に想定外の大きな工数が発生しないことを前提として、類似案件の開発経験を参考に一定の仮定をおいて算出しております。しかし、顧客からの要請の高度化及び複雑化、また開発段階での要件及び納期変更等により、その仮定が変更となる可能性があります。

見積総原価については、各プロジェクトの現況を踏まえて見直しを実施しておりますが、見積総原価に係る前提条件の変更等（要求仕様や設計の変更等）により見積額が変更となる可能性があり、翌事業年度の計算書類において認識する金額に影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記
有形固定資産の減価償却累計額 108,803千円
4. 株主資本等変動計算書に関する注記
- (1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数
普通株式 3,861,160株
- (2) 当該事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 2株
- (3) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
- (4) 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
- (5) 当該事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 149,620株
5. 税効果会計に関する注記
繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却超過額等であります。
また、評価性引当額6,429千円を計上しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

カスタムAIソリューション事業	売上高
受託請負契約	765,320千円
共同開発契約	152,500千円
その他	154,133千円
顧客との契約から生じる収益	1,071,954千円
その他の収益	－千円
外部顧客への売上高	1,071,954千円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	88,748千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	84,881千円
契約資産（期首残高）	108,368千円
契約資産（期末残高）	44,243千円
契約負債（期首残高）	1,650千円
契約負債（期末残高）	73,075千円

契約資産は、顧客との受託請負契約について、契約ごとの履行義務に応じて収益を認識した未請求の履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該受託請負契約に関する対価は、契約条件に従い請求し、概ね1カ月以内に受領しております。

契約負債は、将来にわたって履行義務が充足される受託請負契約や共同開発契約に係る収益について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。この契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	552円71銭
1株当たり当期純利益	31円97銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年9月19日

株式会社 R i d g e - i
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 只隈 洋一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 室井 秀夫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 R i d g e - i の2023年8月1日から2024年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 R i d g e - i 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年9月19日

株式会社 R i d g e - i
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 只隈 洋一
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 室井 秀夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 R i d g e - i の2023年8月1日から2024年7月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年8月1日から2024年7月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年9月20日

株式会社 R i d g e - i 監査等委員会

常勤監査等委員 松 本 範 平 印

監査等委員 櫛 本 健 夫 印

監査等委員 齊 藤 友 紀 印

(注) 常勤監査等委員松本範平、監査等委員櫛本健夫及び齊藤友紀は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

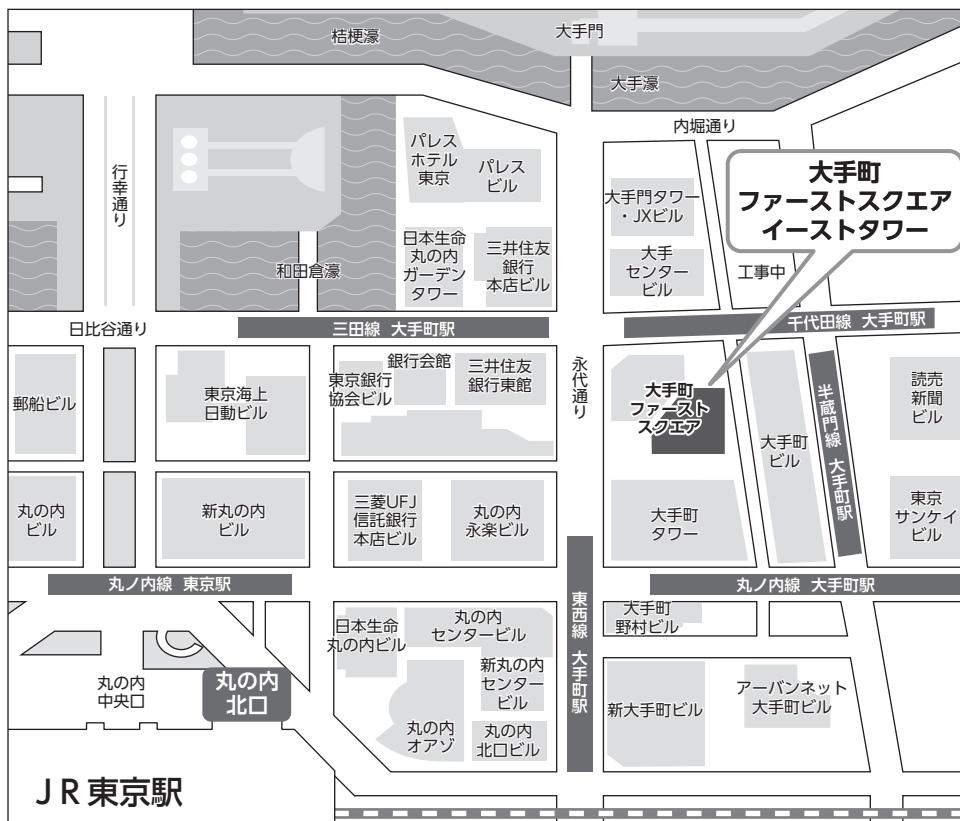
定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー 2階
大手町ファーストスクエアカンファレンス Room A
※イーストタワー1階カンファレンス用受付にて
セキュリティパスをお受け取りください。

交通

東京メトロ 東西線・丸ノ内線・千代田線・半蔵門線
都営地下鉄 三田線
各大手町駅 (C8、C11、C12出口直結)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。